

京都市建設局道路建設部道路建設課
道路事業予定地における利用者募集要項
(鴨川東岸線事業予定地)

令和 8 年 2 月
建設局 道路建設部

京都市建設局道路建設部道路建設課道路事業予定地における利用者募集要項

道路整備事業においては、事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、将来、道路に供する用地を先行して取得しています。取得後、事業に着手できていない用地については、市民や事業者への有償貸付や公園などの公益に資する利用を図っております。このたび、道路事業が実施されるまでの間、事業予定地の活用を図るため、以下のとおり利用者を募集します。

1 公募物件の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び京都市公有財産及び物品条例(昭和39年条例第39号)及び京都市公有財産規則(平成2年4月1日第20号)の規定に基づき、次の物件の行政財産の目的外使用許可(以下「使用許可」といいます。)を行います。

物件の名称	所在地	使用面積 (m ²)	最低使用料 (年額)
鴨川東岸線 事業予定地	京都市東山区一橋野本町50-6、50-7、 51-1 ※土地の形状等は別添の平面図参照	105	260,921円

2 募集対象施設

駐車施設又は時間貸駐車場(月極駐車場を除く)

* 上記以外の施設であっても、「3 公募の条件」に合致すれば、応募可とします。

3 公募の条件

公募を行う土地は、将来道路となる事業用地であるため、次の事項を了承のうえ応募してください。

(1) 使用許可

利用に当たっては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可の手続をとっていただきます。

(2) 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、当該地については、令和9年度から道路整備事業が開始される見込みのため、使用許可の更新は、行いません。

(3) 設置可能物件

将来の道路事業の施行に支障とならないよう、除去の困難な構造ではないものとします。いずれの利用についても、平面利用を想定しておりますので、プレハブ等の簡易構造物であっても設置することはできません。

(4) 使用料

利用者が提示した金額を使用料とし、原則、一括で納付していただきます。

ただし、京都市(以下「本市」という。)で設定する最低使用料以上であることとします。

(5) その他の費用

利用に当たっての設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係わる一切の費用については、使用料とは別に利用者の負担とします。

(6) 使用上の制限等

ア 対象物件は、使用を許可された用途以外の用途に供することはできません。

イ 次の(ア)から(カ)までに該当する使用はできません。

(ア) 易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用すること。

(イ) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置すること。

(ウ) 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの。

(エ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。

(オ) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗営業の用途に使用すること。

(カ) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること。

ウ 利用者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、質入若しくは担保に供し、又は使用許可を受けた物件の賃貸借・使用貸借、営業の委託（自動販売機の管理を運営会社に任せせる方法を含む）若しくは名義貸し等をすることはできません。

エ 利用者は、対象物件の使用に当たり、この土地の形質を改変することはできません。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を受けた時は、この限りではありません。

オ 使用目的に対応する法令を遵守してください。

(7) 使用許可の取消

次の各号に該当するときは許可を取り消すことがあります。また、この場合、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて利用者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

ア 使用許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

イ 利用者が許可条件に違反したとき。

ウ 利用者が3 (6) の使用上の制限に違反したとき。

エ 利用者が提案内容を実施しなかったとき。

オ 利用者が応募者の資格を失った場合

カ 利用者が、京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合。

キ その他利用者が法令等の規定に違反した場合

(8) 原状回復等

ア 利用者は、対象物件の設置又は管理の瑕疵に起因して対象物件を損傷し又は汚損したときは、速やかに本市に届け出るとともに、その指示に従い使用場所を原状回復し、又はその費用を負担することとします。

イ 使用を許可した期間が満了するときは使用期間満了日までに、又は本市が使用許可を取り消したときは本市の指定する期日までに、自己の負担で、対象物件を原状に回復して返還してください。ただし、本市は、合理的な状態での返還を指示することもできることとします。なお、この場合、利用者は市に対し返還に伴って発生する費用、損失及び立退き料等一切の請求をすることはできません。

ウ 利用者が前2号の義務を履行しないときは、本市は利用者の負担においてこれを行うことができるることとします。この場合において、利用者は何らの異議を申し立てることができません。

(9) 自然災害の責任

本市は、自然災害による被害について、その責を負いません。

(10) 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他対象物件及び使用方法について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

(11) 公募の取りやめ

公募開始後であっても、当該物件について、公用又は公共用のために供する必要が生じた場合は、利用者の公募を取りやめることができます。

(12) その他

住宅に隣接しているため、使用にあたっては、周辺住民に迷惑をかけないように十分な配慮をして下さい。必要に応じ、当該物件区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行ってください。使用するうえで、周辺住民、その他第三者への説明や苦情対応等が必要となった場合は、利用者の責任において適切に対応してください。また、こうした対応を行った場合は、対応内容を文書により報告してください。

4 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす者

(1) 本市の指名競争入札有資格名簿又は一般競争入札有資格名簿（以下「有資格者名簿」という。）に搭載されている者であり、かつ、募集開始の日から利用者決定の日までの間において、競争入札参加停止を受けていない者

ア 提案する業務について、1年以上の実績を有していること。

イ 本募集要項の内容を遵守できること。

(2) 有資格者名簿に登載されていない者については、次の要件に該当し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する者

ア 提案する業務について、1年以上の実績を有していること。

イ 本募集要項の内容を遵守できること。

ウ 会社更生法及び民事再生法に基づく更生・再生手続中でないこと。

エ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され又は逮捕を経ないで公訴を提起されている場合は、提訴から2年以上経

過していること。

オ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された場合は、認定された日から2年以上経過していること。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ないこと。

カ 国税（法人税又は所得税及び消費税）、京都市税（市民税及び固定資産税）、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

キ 申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(注) 自己を証明する書類

有資格者名簿に登載されていない方については、申込みに当たって、一部の方を除いて（※）、下記の書類の提出をお願いします。

<利用者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書（利用申込日から3箇月以内に発行されたものに限る）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<利用者が法人であるとき>

- ・履歴事項全部証明書及び印鑑登録証明書（利用申込日から3箇月以内に発行されたものに限る）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）の提出を免除する方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO・公益社団（財団）法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 本市施設の指定管理者として指定されている事業者
- 3 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

5 保証人・保証金

提案される使用料が50万円を超える場合は、使用許可の申請の際に保証人予定者を内申いただき、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて提出ください。使用許可後に利用者及び保証人の署名又は記名等のある標準保証書を提出してください。

<保証人の資格要件>

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
 - 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。
- ※1 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1／4の保証金を納付してください。
- ※2 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

6 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期限 令和8年2月16日（月）必着
- (2) 提出方法 送付、メールにより書面（本市指定様式1）にて提出してください。（持参、電話、FAXによる受付は行いません。）なお、質問書を提出できる者は応募申込者本人に限ります。
- (3) 提出先 〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所建設局道路建設部道路建設課
e-mail : douken@city.kyoto.lg.jp
- (4) 回答方法 質問内容を整理した上で、回答について、令和8年2月24日（火）にホームページで公開します。

7 応募申込手続

- (1) 受付日時 令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）までの平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除きます。）
- (2) 提出方法 受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送ならびに電話、FAX、メールによる受付は行いません。)
- (3) 受付場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所建設局道路建設部道路建設課（分庁舎3階）
- (4) 応募申込に必要な書類（各1部用意して下さい。）
 - ア 応募申込書兼誓約書 様式2
 - イ 土地利用計画書 様式3
 - ウ 自己を証明する書類（該当者のみ、「4 応募資格」参照）
 - エ 直近1年分の法人税（法人）又は所得税（個人）と、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人の方は「その3の3」、個人の方は「その3の2」を提出してください。）
 - オ 直近1年分の本市市民税（個人市民税（普通徴収）又は法人市民税）及び固定資産税の納税証明書（本市による課税がある場合に限る。）

カ 調査同意書（本市の水道及び下水道の利用がある場合に限る。）**様式4※**

※京都市競争入札参加資格申請のための様式を準用します。

キ 直近1年分の決算書類（確定申告書及び収支内訳書又は青色申告決算書、個人の利用者のみ）

ク 利用者の概要（任意様式）

法人又は個人の事業種目、事業所、所在地、従業員数及び事業実績等

*ウ、エ及びオについては、発行後3箇月以内のものに限ります。

*ウ、エ、オ、カ及びキについては、有資格者名簿に登載されている方は、提出不要です。

*応募書類の返却はいたしません。

*上記書類のほか必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

○提出書類一覧

○：提出が必要、△：免除になる場合あり、－：提出不要

書類名	有資格者名簿に登載されている者	有資格者名簿に登載されていない者	
		法人	個人
応募申込書兼誓約書	○	○	○
土地利用計画書	○	○	○
自己を証明する書類	印鑑登録証明書	－	○
	履歴事項全部証明書	－	○
	誓約書（暴力団排除条例関係）	－	△
法人税（法人）又は所得税（個人）と、消費税及び地方消費税の納税証明書	－	○	○
市民税（個人市民税（普通徴収）又は法人市民税）及び固定資産税の納税証明書	－	○	○
調査同意書（水道料金・下水道料金）	－	○	○
直近1年分の決算書類	－	－	○
利用者の概要	○	○	○

8 利用者の選定

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象とします。

(2) 使用料提案の審査

本市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の金額を提示した者を利用者とします。

なお、最高の金額を提示した者が2者以上ある場合は、当該応募者により再度、見積り合わせにより決定します。

(3) 利用者の通知等

利用者の決定は、令和8年3月6日（金）の予定とし、その決定後、本市のホームページに使用料及び利用者を掲載します。（個人の場合は「個人」と掲載します。）利用者は、本市に目的外使用許可の手続きを行い、使用許可を受けて、正式に利用者となります。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当すると認められる場合は、審査のうえ失格とします。

- ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類の内容が募集要項の示す要件を満たしていない場合
- ウ 本市が指定する様式を用いないで価格提案した場合
- エ 応募者の記名押印のない場合
- オ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難い場合
- カ 金額の訂正、削除、挿入等のある応募申込による場合
- キ 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ク その他不正行為があったと認められる場合

9 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、利用者決定後に実施します。利用者には、細部についての協議を行ったうえ

で、「行政財産目的外使用許可申請書」の提出を求め、本市が決定後、「使用許可書」を発行します。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

10 使用料の納入

利用者決定後、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（令和8年4月30日）までに納入してください。本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消す場合があります。

なお、京都市公有財産及び物品条例第2条第3項の規定に基づき、本市において、使用許可物件を公用又は公共用のために供する必要が生じ、使用許可を取り消す場合等を除き、既納の使用料は還付しません。

11 その他

(1) 決定の取消し

次の場合には、利用者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

イ 利用者の決定から使用許可までの間に、利用者について資金事情の変化等により提案内容の履行が確実でないと市が判断した場合

ウ 著しく社会的信用を損なう等により利用者として相応しくないと市が判断した場合

エ 利用者が4の応募資格の要件に適合しなくなった場合

(2) 辞退する場合の取扱い

利用者として決定された以降に、目的外使用許可の申請を辞退する場合、当該利用者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな利用者とするか、再公募を行うことがあります。また、辞退した利用者へ損害賠償請求を行うことがあります。

平面図

N

【公募物件】

【琵琶湖疏水】

【師団街道】

様式 1

令和 年 月 日

質問書

(あて先) 京都市長

「京都市建設局道路建設部道路建設課道路事業予定地における利用者募集要項」に関する質問書を提出します。

提出者	住 所	
	法人の名称及び代表者（個人の場合は氏名）	
	所属・職名	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	ページ	項目名	質問内容
(例)	1	1 公募物件の概要	

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

応募申込書兼誓約書

(あて先) 京都市長

(〒 -)

住 所 (所在地)

団体名

代表者氏名

印

(事務担当責任者)

氏 名

電 話

F A X

E メールアドレス

「京都市建設局道路建設部道路建設課道路事業予定地における利用者募集要項」により、
下記のとおり応募の申込みをします。

なお、募集要項に定める応募資格を全て満たすとともに、提出書類の内容が事実に相違ない
ことを誓約します。

記

1 応募物件の名称

鴨川東岸線事業予定地

2 上記提案使用料

3 利用用途

受付番号

様式 3

令和 年 月 日

土地利用計画書

1 利用目的及び概要

(目 的)

(概 要)

2 計画・概要図

応募者名（法人名又は氏名）

物 件 の 名 称

鴨川東岸線事業予定地

調査同意書

(水道料金・下水道使用料)

(表面)

別紙4

(宛先) 長長道局上下水道局長 管理者 上下水道局長 交通局長 管理者 企業公營公司 京都市長 市長 都京

年 月 日

枚のうち 枚目

所在地

商号、屋号又は名称

代表者の職・氏名

京都市競争入札参加資格の審査及び資格有効期間中における資格の確認のため、水道料金及び下水道使用料の納付状況について、下記の内容に基づき、京都市が関係公簿を調査することに同意します。

記

1 調査対象となる水道使用者名義の有無の申告

※ どちらかの□に必ずチェックを入れてください。

※ 調査対象となる水道使用者名義が「ある」場合と「ない」場合の区別は裏面をご確認ください。

1

調査対象となる
水道使用者名義がある

1

調査対象となる
水道使用者名義がない



調査対象となる水道使用者名義がある場合は下記②に記入してください。

2 京都市の水道料金・下水道使用料のお客さま番号等

※ 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、「水道使用水量のお知らせ」等に記載されている内容を正確に記入してください。

※ 記入欄が不足する場合は、主たる事務所に係るものや、使用量が多いものから優先的に記入してください。



水道料金・下水道使用料の納付状況の 調査対象となる水道使用者名義の有無について

表面1の「調査対象となる水道使用者名義の有無の申告」については、下記の区別により、該当する方にチェックを入れてください。

「ある」に該当するときは、併せて、表面2「京都市の水道料金・下水道使用料のお客さま番号等」に、該当する事業所等のお客さま番号等を記入してください。

【調査対象となる水道使用者名義がある場合】

次の①及び②のどちらにも該当する場合

- ① 京都市内に事業所、事務所等（以下「事業所等」といいます。）があること。
- ② 当該事業所等の水道の使用者名義が、以下に該当すること。

法人の場合…法人名義（代表者の個人名義は含みません。）

個人の場合…代表者名義（親族名義等は含みません。）、屋号名義

- * 使用者名義は、「水道使用水量のお知らせ」等で確認できます。
- * 複数の事業所等がある場合は、そのうち一つでも上記に該当すれば、「調査対象となる水道使用者名義がある」にチェックを入れ、該当するすべての事業所等のお客さま番号等を記入してください。

【調査対象となる水道使用者名義がない場合】

上記に該当しない場合

- 例) • 京都市内に事業所等がない場合
- ビル又はマンション等で家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれているなど、直接に水道の使用者名義になっていない場合
 - 工事現場等における一時使用（臨時栓を含む）

様式第1号（第3条、第4条及び第6条関係）

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるとときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）

(2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人